

**手賀沼・手賀川周辺地域における
加工品・地産地消メニューブランディング推進支援業務
企画提案仕様書**

1 適用範囲

本仕様書は、千葉県が委託する「手賀沼・手賀川周辺地域における加工品・地産地消メニューブランディング推進支援業務」の企画提案募集において適用される主要事項を示すものである。

この仕様書は事業の大要を示すものであり、最終的な業務委託仕様書（契約書に添付するもの）は、受託候補者と協議の上、千葉県が作成する。

2 業務の背景と目的

(1) 背景

手賀沼及び手賀川は、面積約6.5km²、周囲42.0kmの柏市、我孫子市、印西市を主な流域とする都心から一番近い天然湖沼である。周辺地域には豊かな自然環境をはじめ、景観的な要素から文化・スポーツ的な要素まで多様な特性を有しているほか、近年は、農産物直売所等周辺施設の集客数の増加や、農地を活用した民間事業者等による新たな事業の展開等、様々な取組が意欲的に行われている。一方、地域全体が連携した一体感のある取組が十分ではないことが地域活性化の課題となっている。

そこで県では、令和5年度に「手賀沼・手賀川周辺地域の農を軸としたにぎわいづくりに寄与する民間サービス導入支援検討業務」として、地域が有する資源と意欲ある民間サービス等を掛け合わせることによる手賀沼・手賀川周辺地域へのより多くの交流人口・関係人口の創出及び地域の賑わいづくりの推進のため、民間サービス導入に向けた効果的な手法等の検討を行った。

その結果、同業務の「手賀沼・手賀川周辺地域の農を軸としたにぎわいづくりに寄与する民間サービス導入支援検討業務報告書」において、農を軸としたにぎわいづくりに寄与する民間サービスとして想定されるもののうち、加工品について、「加工品のブランドを作ることで、シリーズ化や域外でのPR強化が見込める」ことや、「地元農産物を使った加工品を開発・販売することで、当地域の魅力を内外に向け発信・PRし、ひいては、地域全体の一体感・ブランド力の向上に貢献できる」ことが、地産地消メニューについて、「地元産の食材を使ったメニューを飲食店と開発し、地域のにぎわい創出、回遊性の向上に繋げる取組である」ことが示されたところである。

(2) 目的

本業務では、手賀沼・手賀川周辺地域並びに、地域の地元農産物等を使用した加工品及び地産地消メニューのブランディングを推進し、地域のブランド力の向上や賑わいづくり、更なる交流人口・関係人口の創出による地域活性化を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和7年2月14日（金）まで

4 業務内容

本業務では、以下の内容を行うものとする。

なお、業務の実施に当たっては、当業務において実施する調査等と合わせ、県等が実施した既存の調査データやRE S A S等の各種デジタル技術を活用し、効率的・効果的に取り組むとともに、必要に応じて有識者や関係者等の意見聴取を取り入れるなど、幅広い観点からの調査検討を行い、各業務の精度を高めること。

(1) 加工品・地産地消メニューのブランディング支援

手賀沼・手賀川周辺地域全体のブランド力の向上や賑わいの創出のため、本地域並びに本地域における加工品（地元農産物等を使用した製品）及び地産地消メニュー（地元農産物等を使用した飲食店等が調理・販売する飲食メニュー）を広くPRするためのブランディング支援を行う。

なお、本業務の効果的な遂行に資すると考えられるものについて、以下のア～ウの業務内容に追加して、又はア～ウの業務とは別に、独自に提案することを妨げない。

ア ブランド認定基準（案）等の策定

手賀沼・手賀川周辺地域における加工品及び地産地消メニュー（以下「加工品等」という。）をブランドとして認定する際の条件を定めたブランド認定基準（案）を策定する。

併せて、ブランド認定を行う機関・団体の類型として、行政機関が認定するパターン、地域の事業者が認定するパターン及び第三者機関が認定するパターンについて整理・検討を行う。なお、これらの3パターン以外にも、本地域でのブランド認定を行う機関・団体に適する類型があれば、その類型についても整理・検討を行う。また、それぞれの類型に応じたブランド認定の事務手続の流れ及び費用を整理・検討（具体的な整理・検討の内容等については別途委託者と協議）するとともに、認定手続に必要な関連書類（要綱、申請書等）（案）を作成する。

基準（案）の設定に当たっては、以下の点に留意することとし、具体的な基準（案）の内容については別途委託者と協議すること。

- （ア）本地域が有する魅力や強み、優位性が十分に発揮できるよう、本地域の特色・特徴や本地域で生産されている農産物等・加工品・地産地消メニューの現状分析、課題等の整理、他地域の事例調査等を行うこと。
- （イ）幅広くブランドが活用されるよう、地域の事業者や生産者等の実態を把握するとともに、それらの事業者や生産者等の意見を反映させること。
- （ウ）継続的にブランド価値を高めていくために必要な方策等について検討を行うこと。
- （エ）本地域において既に行政機関が行っている地元製品の認定制度等（以下「既存制度等」という。）により認定された製品のブランド力を維持するために既存制度等の認定基準との整合性を図るなど、既存制度等の運用に影響を及ぼさないよう配慮すること。

イ ロゴデザイン等の制作

本地域及び加工品等の魅力を効果的に発信するため、ブランド認定基準を満たした加工品等及び地域のPRに使用する統一的なロゴデザイン、タグライン及びブランドステートメント（以下「ロゴデザイン等」という。）を制作する。

併せて、各種PRに広く活用できるように、ロゴデザイン等の使用上のルール等を定めたデザインマニュアル（案）を作成する。

ロゴデザインについては、単一の加工品等だけでなく、本地域の魅力の発信につながるものとする。また、手賀沼・手賀川周辺地域で使用されているロゴデザインや既存の登録商標と類似しないものであること。

タグラインは、読み手の興味を引き、印象に残るような表現により、地域や加工品等が持つ特徴や価値を端的に伝えるものとし、原則として20字以内で制作すること。

ブランドステートメントは、タグラインにより伝えようとするブランドのコンセプトを分かりやすく、読み手の心に響くような言葉で表現するものとし、原則として200～300字程度で制作すること。

ロゴデザイン等の提案数はそれぞれ3パターン以上とし、提案までに委託者による内容確認及び修正指示の機会を複数設けること。

ウ 新たな加工品・地産地消メニューの提案

ブランド認定基準（案）に合致した新たな加工品及び地産地消メニューの開発に向けて、ア及びイを踏まえた地域のブランディングや魅力の発信に効果的な加工品及び地産地消メニューの提案を行う。

加工品及び地産地消メニューはそれぞれ1品以上を提案することとし、提案に当たっては、地元農産物等を使用することを前提に、提案に至った背景、理由、候補と考えられる事業者について、今後商品紹介等に利用することを想定して整理すること。

また、本提案を踏まえ、次年度以降に加工品等の開発・PR及び販路開拓に係る実証実験を検討しているため、これに係る概算費用についても試算を行うこと。

(2) 手賀沼・手賀川活用推進協議会におけるワーキンググループの運営支援及び報告会の開催

手賀沼・手賀川やその周辺の資源の活用に関する課題の整理・調整や取組施策の調査・検討等を行っている「手賀沼・手賀川活用推進協議会」（構成員：柏市、我孫子市、印西市及び千葉県職員の職員）に設置されているワーキンググループの運営支援及び同協議会幹事会における報告会を実施する。

ア ワーキンググループの運営支援

本事業の実施内容等の協議・検討を行っているワーキンググループにおいて、業務進捗状況等の報告及び検討事項の協議を行うとともに、会議資料等の準備及び議事録の作成等の運営支援を行う。

ワーキンググループにおける議題等の会議内容やワーキンググループの開催回数・時期・場所（会場は原則として委託者が用意する）・方法等については、別途委託者と協議して決定する。

イ 幹事会における報告会の開催

本業務の実施結果をまとめ、手賀沼・手賀川活用推進協議会幹事会において報告会を開催するとともに、資料等の準備及び議事録の作成等を行う。

開催時期・場所（会場は原則として委託者が用意する）・方法等については、別途委託者と協議して決定する。

5 業務完了報告等

(1) 中間報告及び最終報告

ア 中間報告

4(1)の実施結果等の状況について、令和6年10月末までに中間報告書を取りまとめ、4(2)アに示すワーキンググループにおいて中間報告を行うこと。

イ 最終報告

4(1)の実施結果等について、令和7年1月末までに報告書を取りまとめ、4(2)イに示す幹事会において報告会を開催すること。

(2) 業務完了報告書の提出

受託者は、業務完了後、成果品とともに業務完了報告書を作成し、提出すること。

(3) 成果品の提出

ア 成果品に記載する内容は以下のとおりとし、電子データ及び紙媒体（5部）として、委託期間終了日までに納品すること。

（ア）4に係る実績

（イ）その他必要なデータ・資料等

イ 電子データは、原則としてPDF形式及びMicrosoft Officeで編集可能な形式とし、4（1）イに係るロゴデザイン等については、AI形式、PNG形式、JPEG形式を追加して納品すること。

(4) 成果品の帰属、著作権等の取扱い

ア この委託契約の実施により得た成果品は、全て委託者に帰属する。

イ 受託者は、成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）を委託者に無償で譲渡するものとする。

ウ 受託者は、委託者又は委託者が指定する第三者に対して、成果品に係る著作者人格権を行使しないことに同意するものとする。

エ 受託者は、成果物について、第三者の著作権、商標権、意匠権その他の知的財産権等の一切の権利を侵害しないことを保証するものとし、第三者の権利を侵害していた場合に生じる一切の責任は受託者が負うものとする。

6 その他留意事項等

(1) 業務計画書の作成

ア 受託者は、契約締結後14日以内に業務計画書を作成し、提出すること。

イ 業務計画書には、業務概要、実施方針、実施スケジュール、実施体制等について記載するものとする。

(2) 秘密保持等

ア 個人情報を含め、本業務により作成又は得られたすべての情報については、管理を徹底するとともに、本業務の目的以外に使用してはならない。

イ 本業務により、作成又は得られた全ての情報の使用、保存、処分に当たっては、秘密が保持されるよう細心の注意を払わなければならない。

ウ 本業務の実施に当たり、知り得た秘密を他に漏らし、又は本業務の目的外に使用してはならない。これは、本業務の委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後に

においても同様とする。

(3) 再委託等の禁止

ア 受託者は本契約の履行に際し、委託内容の全部又は主要部分を一括して第三者に委託することはできない。主要部分とは、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理をいい、受託者はこれを再委託することはできない。

イ 受託者は、業務の一部を再委託するに当たっては、事前に書面により委託者の承諾を得るものとする。

(4) その他

ア 本業務の実施に当たっては、委託者と協議又は打合せを綿密に行うとともに、委託者の指示に従い、誠実に業務を進めるものとする。なお、協議又は打合せは、委託者の求めに応じ実施するものとし、場所については、委託者の指示に従うものとする。

イ 業務の実施及び契約の履行に当たっては、契約時に示す「個人情報取扱特記事項」及び「談合及び暴力団等排除に関する契約解除と損害賠償に関する特記事項」を遵守の上、遺漏のないよう遂行するとともに、特記事項に抵触する事案が発生した場合は、それに従うものとする。

ウ やむを得ない事情により、指定された仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議の上、承認を得ること。

エ 委託契約締結後、不測の事態により業務内容の変更又は中止となった場合の委託料の取扱いに関しては、業務の進捗状況に合わせて委託者と受託者において協議の上決定する。

オ 受託者は、本業務の遂行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

カ 受託者は、本業務の遂行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

キ 本仕様書に関して疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者で協議の上決定する。